

令和 7 年 2 月 1 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浦臼町長 川 畑 智 昭

市町村名 (市町村コード)	浦臼町 (014311)
地域名 (地域内農業集落名)	浦臼 (鶴沼第1・2・3、浦臼第1・2・3・6A・6草原・7・8A・8B、晩生内第1・3A・3B)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・認定農業者が作付している面積は9割を超えている。また、集積率が97.2%であり、農地の集積は進んでいる。
 ・担い手不足により1経営体当たりの経営面積は増加している。大規模農家が離農した際には、その作付面積を現状の農家戸数では担いきれない可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・良食味米の産地としての生産体系を維持していくために農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、ICT機器を活用したスマート農業の導入を進める。
 ・地域の特産品であるぼたんそば・にんにく等の畑作物やメロン・ミニトマトといった施設園芸作物を振興するとともに、農産物の加工及び6次産業化など付加価値の拡大に向けた取り組みを推進する。
 ・化学肥料使用量の低減など、みどりの食料システム戦略に基づく環境と調和した農業を推進する。
 ・担い手への農地の集約化に配慮しつつ、新規就農者への農地の再分配を進めることができるよう地域が一体となって新規就農者を受け入れる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,240 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,240 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会と連携を図りながら、農地中間管理機構を通し、地域計画に位置づける者に対する農用地の集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて目標地図に位置づける農地用地の利用権設定を進めるとともに、土地所有者の意向も踏まえた上で機構への貸付手続きを実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営・道営事業を活用した基盤整備事業を検討し、農地の大区画化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
親元就農はもとより、新規就農者に対する営農技術のサポートを地域全体で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農家戸数の減少及び高齢化に対応するため、農作業委託の取組について関係機関と協議を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカ、アライグマ等の農業被害を防止するため、電牧柵の設置を検討する。
- ③1経営体当たりの耕作面積が増加していくと見込まれることから、スマート農業技術を取り入れ、持続可能な営農活動をサポートする。
- ④水稻を主とする経営体が多いことから、基盤整備事業を推進するとともに、より多くの水田を維持していくため、畑地化については慎重に検討する。